

相続税の節税対策は万全ですか？ ～税制改正時には必ずチェックしましょう～



BE HAPPY Co., Ltd.

3-2-4, 5F, Hacchoubori, Chuo-ku,
Tokyo 104-0032, Japan

Tel: +813-6222-8501 / Fax: +813-6222-8502

Mail: masaya5555@sunny.ocn.ne.jp

Web: <https://be-happy-fp.com>

Ver. 2.0

CFP宮川の自己紹介です

(株)BE HAPPY 代表取締役 宮川昌也



★ 略歴

昭和39年 2月 石川県(中能登町) 出身
昭和62年 3月 明治大学文学部文学科(英米文学専攻)卒業
昭和62年 4月 日本生命保険(相) (国際投資部外国株式課、営業本部等)
平成19年 8月 東京海上日動フィナンシャル生命保険(株) (金融法人営業部等)
平成19年 10月 (株)三菱東京UFJ銀行(リテール業務部等)
平成23年 5月 (株)BE HAPPY(代表取締役社長)
平成27年 4月 (株)BE HAPPY 代表の他に、(株)オフィス第一 東京副所長を兼任

★ 資格・免許・得意分野・趣味・その他

TOEIC:870点、英検1級、変額保険販売士、簿記2級、生命保険面接士、TLC、
損保特級、2級FP技能士、CFP、証券外務員(Ⅰ種)、経営士、住宅ローンアドバイザー、
法人保険営業、相続設計、資産管理コンサル、士業者取次、
音楽全般、ゴルフ、バドミントン、ウォーキング、演劇、旅行・ドライブ、スポーツ観戦、
Facebook(友達5,000人、フォロワー2,000人)

目次

- | | |
|------------------------|-------|
| 1. 5年前の相続税制改正の概要 | 3ページ |
| 2. 2015年1月以降の相続税増加額の計算 | 4ページ |
| 3. 近年の相続税節税8手段の徹底比較 | 5ページ |
| 4. 相続税と贈与税の損益分岐点 | 8ページ |
| 5. 連年贈与VS一括贈与 | 9ページ |
| 6. 「連年贈与」スキームのパターン別比較 | 11ページ |

5年前の相続税制改正の概要

- ① **相続税の基礎控除の引下げ**:この基礎控除は、バブル期の地価高騰による相続財産の地価上昇に対応した負担調整のために昭和63年以降引き上げられ、その後地価は下落を続けているにもかかわらず、平成6年以降も同じ水準が据え置かれてきました。しかし5年前の税制改正では、消費税増税に伴い、物価・地価が現在と同等であった時期(=1980年頃)の適用水準と同等になるように、2015年1月以後の相続から、基礎控除額を以下のとおりに引き下げられ、課税ベースが拡大されます。
- ② **税率構造の見直し**:高額 of 遺産取得者にさらにご負担を求め、最高税率(6億円超の部分)が+5%、2億円超3億円以下の部分も+5%、各々引き上げられ、実質的な**増税**が実施されます。

相続税制改正の概要		
現行の税制		改正後の税制
基礎控除額 =5000万円+(1000万円×法定相続人の数)		基礎控除額 =3000万円+(600万円×法定相続人の数)
法定相続人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	0円
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円
5000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円
➔		
法定相続人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	0円
1000万円超 3000万円以下	15%	50万円
3000万円超 5000万円以下	20%	200万円
5000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1700万円
2億円超 3億円以下	45%	2700万円
3億円超 6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

(出所) 夢相続

2015年1月以降の相続税の増加額の試算

【一次相続 配偶者が生存している場合】

		平成25年・26年	平成27年1月以降	改正後の増加額
相続税の課税価格 (基礎控除前)	1億円	350万円	770万円	+420万円
	3億円	5,800万円	6,920万円	+1,120万円
	5億円	13,800万円	15,210万円	+1,410万円
	10億円	3億7,100万円	3億9,500万円	+2,400万円
	20億円	8億7,100万円	9億3,290万円	+6,190万円
	30億円	13億7,100万円	14億8,290万円	+1億1,190万円

【二次相続 配偶者の一時相続分がそのまま二次相続されると仮定】

		平成25年・26年	平成27年1月以降	改正後の増加額
相続税の課税価格 (基礎控除前)	6,000万円	0万円	310万円	+310万円
	1億5,000万円	2,000万円	2,860万円	+860万円
	2億5,000万円	5,900万円	6,930万円	+1,030万円
	5億円	1億7,300万円	1億9,000万円	+1,700万円
	10億円	4億2,300万円	4億5,820万円	+3,520万円
	15億円	6億7,300万円	7億3,320万円	+6,020万円

ご覧のように、一般的にはかなり増税分のご負担額が重くなります。

現在の対策が本当に十分なものかどうかお見直しされた方が良いでしょうね。

【一次相続・二次相続を通じ子が支払う相続税の合計額】

		平成25年・26年	平成27年1月以降	改正後の増加額
相続税の課税価格 (基礎控除前)	1億円	175万円	695万円	+520万円
	3億円	4,900万円	6,320万円	+1,420万円
	5億円	1億2,800万円	1億4,535万円	+1,735万円
	10億円	3億5,850万円	3億8,750万円	+2,900万円
	20億円	8億5,850万円	9億2,460万円	+6,610万円
	30億円	13億5,850万円	14億7,465万円	+1億1,615万円

最近の相続税節税8手段の徹底比較①

	1. シンガポールでの信託契約 (トラストの活用)	2. オーストリア 公益財団法人 設立・運営	3. その他海外で の信託契約 (米国のトラスト の活用)	4. 海外不動産①売買 (例: 香港法人所有不動 産を新嘉坡在住の子供に 譲渡・相続)	4. 海外不動産②贈与 (例: 米国内のマン ション)
税制上 の 特徴	シンガポールは贈与税・相続税なし。法人税率20%以下、個人所得税20%以下。保険トラストで保険金非課税。	塊は子会社・塊(術)とその子会社と関連個人はすべてTAX: 0%。公益財団法人への非課税の特例は日本より厚い。	連邦遺産税の非課税枠は約5.3億円、贈与税はなく、これを信託で生かす。	居住用不動産の耐用年数は日本より長い。乳の評価割合が低く、多額の減価償却費形状が可能。	受贈者でなく贈与者に課税し、二重課税防止の税額控除・還付金あり。時価TTB評価で、大幅な評価減なし。
平均必要期間・ 対策手続き前の 煩雑性・柔軟性	信託・財団・リミット・パートナーシップ契約とも長期的に可能。	法人・個人の複数の塊国内シリング建口座開設は通常現地でのみ手続き可だが、現地に行き不要の方法もある。	信託契約時から相続発生時まで。信託形態により区々だが契約内容変更等に柔軟性はない。	不動産所得は現地課税なので、現地での所得申告要。また、賃貸収入が納税額+諸費用等を上回らなければ、所得税不要で、日本とは異なり土地購入時の借入金利子との損益通算が可能。また、外国税額控除の申請をする場合には慎重な計算が必要。	
①リスク と ②リターン	①移住後の5年以内の生前贈与は贈与税が課税される。②信託の受益は日本と比べ非課税分高い。	①塊国の税法変更・日本国税の海外財産の税務調査の強化 ②有限会社内の諸投資収益も非課税。	①州により税法が異なり下調べが必要。②撤回不能信託で保険契約し保険金を非課税財産にする。	①家族間の賃貸借は賃料設定の厳格性を求められる。 ②賃貸時および売却時の外国税額控除あり、必要経費算入も可。	①通常は路線価・倍率がなく現地不動産鑑定業者への鑑定依頼要⇒費用・為替リスクあり。 ②税額控除から還付金あり。
主な ①メリット ②デメリット	①税制の非課税が多く、相続財産毎の受取人指定可。②会社設立、労働ビザ申請永住権申請の必要性あり。	①相続税のみならず全個人税を無税にすること可。②相続する人・される人の国籍・居住国は共に日本であってはいけない。法人税関係は無税ではない。	①保険金のみならず、多額の資産形成型保険契約が可。②被相続人も相続人も米国内の居住者でない日本の相続税法が適用されるように昨年変わった。	①日本より税率が低い。売却時の源泉税が還付され得る。②2ヶ国で税務申告をした後、税務申告をする必要有。	①贈与税率は日本よりも概ね低い。②海外で納税するには、納税者番号申請や現地税理士との顧問契約が必要。
その他 ポイント	語学学校、移住手続、資産運用、会社設立、労働ビザ申請、永住権申請、FO設立、融資アレンジ、保険契約高所、保険契約締結、融資契約実務、すべてに対応可。	財団創設時に創設者の任務が多く、財団法人は有限会社他に慈善事業法人を持つべき。	目的に応じ、主に8つのトラスト・スキームがあり、いずれも節税に強い。	売買希望者間での物件資料の開示が義務化。市場価格が安定している地域もある。現地弁護士への調査依頼が肝要。	日米の実行税率の高低幅は資産規模によって異なり、いずれの所在にするかの決定には正確なシミュレーションが必要。

最近の相続税節税8手段の徹底比較②

	5.不動産① 賃貸集合住宅購入・利用 区分変更	5.不動産② 賃貸集合住宅建設	5.不動産③ 土地一部売却・賃貸マンション買替	5.不動産④ 住宅取得等資金の贈与	5.不動産⑤ 配偶者への自宅不動産の贈与
税制上の 特徴	相続税算出の評価額減の制度内容が、来年より80%or50%(or21%)と、現在よりもさらに拡充される。個々の状況で様々な戦略立てが必要で、それによって大きく節税額も変わり、随時新情報に注目したい。			相続時精算課税制度の併用可。	配偶者への不動産の贈与で2110万円まで無税で贈与可。
平均必要期間・ 対策手続き前後 の煩雑性・ 柔軟性	調査・実行判断・保有、手続所要時間とも中長期に考えるべきで、書面実務手続や関連税制も煩雑。居住用であれば、さらに慎重な検討・判断が必要。			父母から子どもへの住宅取得等資金贈与に限定。	居住用不動産または居住用不動産取得資金の贈与限定。
①リスク と ②リターン	①空室リスク・借入金返済リスクあり、管理費・補修費要。納税資金不足リスクあり。 ②評価減からの節税による減税額。立地次第で、賃貸収入＝納税資金が安定的定期収入となる。			①不動産自体や住宅ローン返済資金は対象外②受贈者1名につき、省エネ・耐震住宅1000万円一般住宅500万円非課税。	①節税効果の出ないケース多い、②贈与額の4%程度。
主な ①メリット ②デメリット	①相続評価額50%or80%or21%減。賃貸収入＝納税資金となる。借入金無発生。土地・貸家とも評価減、賃貸収入発生。 ②利権主導者が自身から業者へと変わる。			①精算課税制度併用で3000万円以上の非課税贈与可。②翌年の確定申告にて、通常の贈与税の申告の必要性あり。	①対象不動産の選択可。②不動産の移転の手続きおよび登記の際の諸費用(登録免許税、司法書士手数料等)が必要
その他 ポイント	路価の高い方に賃貸住宅を建設することで大幅評価減が可能。	相続時精算課税制度を活用。自宅の土地の評価減免制はH27年より拡大。生前贈与とメリットだけでなく、費用負担もよく勘案すべき。		今年中。床面積50～240㎡、築20年以内、1つの家屋に限定。	婚姻期間が20年以上必要。利用は1回のみで複数回不可。

最近の相続税節税8段の徹底比較③

	6.生命保険① 一時払 終身保険	6.生命保険② 年払 終身保険	7.現金贈与 【教育資金】 ①一括贈与	7.現金贈与 【教育資金】 ②連年贈与	8.株式贈与 ①上場株・ 未公開株	8.株式贈与 ②自社株・ 金庫株
税制上 の 特徴	保険金の非課税枠があり、それを活かし保険金額を設定。契約年は生命保険料控除の特典あり効果大。銀行に口座凍結に無関係で受取可能。	保険金の非課税枠があり、それを活かし保険金額を設定。毎年の生命保険料控除の特典あり効果大。銀行に口座凍結に無関係で受取可能。	'15年末までの時限措置だが、数年延長を検討中。相続人から孫への諸教育資金補助が対象。	シミュレーション結果として、殆どのケースはこの連年贈与を年払保険(信託)契約を含めて対策することが有利となる。	上場株の贈与額評価方法に特徴あり、4通りの評価額から最安のものを選択できる。	配当還元式評価、第三者割当増資、類似業種批准価格評価や、純資産価格評価、それに応じた贈付随策で様々な評価減が可能。
平均必要期間・ 対策手続き前後 の煩雑性・ 柔軟性	通常10~20年。一時払いなので、毎年の贈手手続き不要だが、契約内容は頻繁には変えられない。年齢によっては契約時に健診が必要。	通常10~20年。毎年、贈与したことの告知及び贈与契約書の共署、贈与時期・贈与金額の設定、振込手続、通帳の地震保管の確認が必要。	一括払なので煩雑性はないが、非課税枠を活かすには、用途は孫に教育資金に限定される。	通常10~20年。毎年、贈与したことの告知及び贈与契約書の共署、贈与時期・贈与金額の設定、振込手続、通帳の地震保管の確認が必要。	通常の株式売買および生前贈与手続きと同様で、特段の機関や煩雑性はない。	新会社設立、賃貸不動産の設立などの方法を併用しなければ、通常の株式売買および生前贈与手続きと同様で、特段の機関や煩雑性はない。
①リスク と ②リターン	①短期解約時の元本割れリスク。外貨建ての場合は為替リスク。②一定期間経過後または相続発生時に迅速に多額の受取可。	①「定期贈与」(=相続税逃れ)とみなされない対策要。短期解約時の元本割れリスク。②毎年相続人1人当たり110万円まで非課税。	①孫30歳到達後の口座残額は贈与税の課税対象額となる。②3000万円非課税による節税分。	①「定期贈与」(=相続税逃れ)とみなされない対策要。②毎年、相続人一人当たり110万円まで非課税。	①株式売却前の株価暴落リスク②(税務上否認されない程度の)割高な売却益および高配当株の収益性。	①会社の規模の変更には評価方法限定のリスクあり。②会社の規模の変更や利益・配当の抑制は、相続税のみならず法人税も節税可。
主な ①メリット ②デメリット	①通常、解約返戻金も保険料額以上で金額変動なく、ローリスク。②非課税枠以上の保険金はみなし相続財産になり、金額設定に注意が必要。	①通常は解約返戻金も保険料額以上。相続人3人以上、贈与年数10年以上なら、他の生前贈与理も効果大。②毎年の生前贈与手続き要。	①500~1500万円(3000万円まで拡大検討中)の一括贈与は非課税②孫の入学等がない年は他の対策が必要。	①相続人3人以上、贈与年数10年以上なら、他の生前贈与理も効果大。②毎年の生前贈与手続き要。	①贈与された株式売却時のキャピタルゲインのみならず、損益通算可能なインカムゲインも享受できる。②キャピタルゲイン税率は20%で割高。	①一定の親族への贈与も可。②第三者割当増資後の贈与は、法人税増額になる場合もあり注意が必要。
その他 ポイント	非課税枠で納税資金を確保できるが、保険金額や保険料額、その他の現金贈与額、受取人等いずれも十分な配慮が必要。受取人指定可。	非課税枠で納税資金を確保できるが、保険金額や保険料額、その他の現金贈与額、受取人等いずれも十分な配慮が必要。受取人指定可。	教育費として使われる場合は金融機関が届出。教育費以外の費用は課税対象で、本人が申告・納税要。	用途や適用条件に制限なし。年間110万円以内であれば申告・届出も不要となる。毎年の「生命保険料控除」との併用も可能でさらに効果大。	現金化が早すぎたり、節税額が多額の場合などは、売却時価格で贈与評価されるので注意が必要。	①相続税・贈与税の納税猶予の特例あり。②相続時精算課税制度を活用。③一般社団法人の活用。④生前退職金の支給等の評価減活用。

相続税と贈与税の損益分岐点

まず現在(2015年1月以降)の相続税・贈与税の早見表をよく見てみましょう。

贈与税		税率	相続税	
課税価格	控除額		法定相続人の取得金額	控除額
200万円以下	----	10%	1,000万円以下	----
300万円以下	10万円	15%	3,000万円以下	50万円
400万円以下	25万円	20%	5,000万円以下	200万円
600万円以下	65万円	30%	1億円以下	700万円
1,000万円以下	125万円	40%	2億円以下	1,700万円
1,500万円以下	175万円	45%	6億円以下	2,700万円
3,000万円以下	250万円	50%	3億円以下	4,200万円
3,000万円 超	400万円	55%	6億円 超	4,700万円

例えば、相続税の税率40%が適用される部分があれば、それより低い贈与税率で贈与できれば絶税できることとなります。

【例】相続財産4億4,200万円で、法定相続人が子供2人の場合

(44,200万円－基礎控除額44,200万円)÷2人＝2億円 ⇒ 相続税の税率40%(つまり、4億4,200万円までが限界)

⇒ 贈与税の税率40%の課税価格125万円と基礎控除額110万円の合計335万円以下で贈与をすれば、相続税の節税になります。

贈与するものによっては、登記費用や登録免許税その他手数料等もかかりますので、そのコストも計算に入れる必要があります。現預金や有価証券などを贈与し消費してしまったために、相続時点で納税資金不足になっては困りますし、贈与したものが相続時点で値下がりしている場合にはかえって節税にならないかもしれませんので、少なくとも1年に1回程度の節税試算を実施されることをお勧めします。

連年贈与 VS 一括贈与 ①

祖父母が孫に教育資金をまとめて贈与しても贈与税がかからないのが、今年4月からスタートした「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」です。ここでいう教育資金とは、①学校に直接支払われる入学金や授業料、入園料、保育料、受験料や検定料、学用品費、修学旅行費、給食費などと、②学校以外の学習塾や、そろばん・水泳・野球・ピアノ・絵画教室などに支払われる費用に分けられます。そして、①の場合は1500万円まで、②の場合は500万円までが非課税枠です。

今年3月までは、大学4年間分などのまとまった学費を一括で贈与すると贈与税がかかりました。しかし孫の年齢が低い場合、祖父母は自分の年齢を考えるといつまで援助できるかわからないので、あらかじめまとめて渡しておきたいということがあります。

しかし、1年に110万円までは贈与税が非課税で申告不要な連年贈与を数年間行うことでも、一括贈与と同等以上の効果の相続税の節税は可能です。

たとえば、子供夫婦に孫が1人いる場合、教育資金の一括贈与を使うと、孫1人につき1500万円まで非課税ですが、金融機関に孫名義の専用口座を作り、教育費の支出ごとに領収書を金融機関に提出して支払いを受けるのが一般的です。また教育費以外の支出は贈与税の課税対象となります。つまり用途が厳密に限られている上に手続きに手間がかかり、面倒くさい仕組みになっている訳です。

一方、連年贈与の仕組みを使うと、子供夫婦2人と孫1人の合計3人に対して、1年間で1人110万円の非課税贈与ができるため、3人では1年で合計330万円、5年使えば1500万円を超える贈与が非課税でできます。

子供夫婦と孫はもらったお金を個々の名義の銀行口座に預金しておき、用途を問わず必要の都度そこから支出すればいいのです。孫の教育資金に用途を細かく限定されずに、何度使っても非課税となるのです。

また、これまでも親子や祖父母・孫といった親族同士では、通常必要と認められる生活費や教育費に充てるお金は非課税です。生活の面倒を見る扶養義務の範囲内と考えられ、贈与にはなりません。ただそれは必要な金額を必要な際に渡す場合のみで、大学4年分をまとめて先渡しするようなケースは贈与となります。

したがって、贈与されるのが小さい子供であれば、その時々が発生する学費や生活費などはその都度渡すか、連年贈与の方がお勧めです。大学の入学金や授業料など、遠い将来発生する教育費については、教育資金を一括贈与して資金をプールしておくことをお勧めします。

連年贈与と一括贈与の併用も可能ですが、限られた資金の場合、**融通が利き手続きが面倒でない連年贈与に軍配が上がります。**

連年贈与 VS 一括贈与 ②

○「連年贈与」と「一括贈与」の6番勝負

	連年贈与	教育資金 一括贈与	配偶者への不動産 一括贈与	子供への住宅取得資金 の一括贈与
期限	なし	2021年3月31日まで (数年再々延長なるか?)	なし	2021年12月31日まで (度々の延長・縮小で現在ラストチャンス)
非課税枠 (1人当たり)	毎年1人当たり 110万円 (例えば、3人に 10年間で、 3300万円)	総額1500万円(学校に 直接支払う入学金や授業 料など、3000万円まで 拡大を検討中)塾や習い 事費用は500万円まで	2110万円まで	受贈者1名につき、 省エネ・耐震住宅 1500 or 1200万円、一般住宅 1000 or 700万円。 精算課税制度の併用可
用途	制限なし	孫の教育資金	居住用不動産または 居住用不動産取得資 金の贈与	床面積50~240㎡、 築20年以内、1つの 家屋に限定
適用条件	制限なし	孫の年齢が30歳未満	婚姻期間が20年以上 利用は1回のみ	父母から子供への贈与
申告・届出 の必要性	年間110万円 以内であれば 必要なし	教育費として使われる 場合は金融機関が届出 教育費以外の費用は課税 対象で、本人が申告・納 税	不動産の移転の手続き および登記の際の諸費 用(登録免許税、司法 書士手数料等)が必要	翌年の確定申告にて、 通常の贈与税の申告 の必要性あり
リスク	-----	孫30歳到達時の口座の 残額は贈与税の課税対象	節税効果が出ない場合 も多い	不動産自体や住宅ロー ン返済資金は対象外

「連年贈与」スキームのパターン別比較①

ケース
スタディ

Zさん(68歳)には妻(66歳)と2人の子ども(38歳、36歳)がいるが、孫はいなかった。
他の同居人に独身の実姉(70歳)がいた。逝去直前の資産時価総額:4億3千5百万円
H27年1月相続発生 相続人 妻、長男、長女(法定相続分どおりに相続)および実姉(遺贈)

パターン

1

特に対策せず

対策前

【相続財産】 4億3千5百万円
相続税額…………… 4,212万円

税額合計 4,212万円

トータルで **0万円の節税**
(昨年までより**+1,102万円**
の増税)

パターン

2

長男・長女に10年間
毎年125万円前後ずつ
現金贈与(信託or財団)

対策前

【相続財産】 4億3千5百万円
相続税額…………… 4,212万円

対策後

【贈与財産】 2千5百万円
【相続財産】 3億7千5百万円
贈与税額…………… 30万円
相続税額…………… 3,766.4万円

税額合計 3,796.4万円

この時点で **415.6万円の節税**

さらに、相続発生時の贈与額の残金の運用
利回り150%とすると、122万円×10年×150%
=1,830万円の学資・納税資金が確保される。
415.6万円+1,830万円=2,245.6万円

トータルで **2,245.6万円の節約**

パターン

3

長男・長女に10年間
毎年250万円前後ずつ
現金を贈与(信託or財団)

対策前

【相続財産】 4億3千5百万円
相続税額…………… 4,212万円

対策後

【贈与財産】 5千万円
【相続財産】 3億5千万円
贈与税額…………… 280万円
相続税額…………… 3,320万円

税額合計 3,600万円

この時点で **612万円の節税**

さらに、相続発生時の贈与額の残金の運用
利回り150%とすると、222万円×10年×150%
=3,330万円の学資・納税資金が確保される。
612万円+3,330万円=3,942万円

トータルで **3,942万円の節約**

「連年贈与」スキームのパターン別比較②

ケース
スタディ

Zさん(68歳)には妻(66歳)と2人の子ども(38歳、36歳)がいるが、孫はいなかった。
他の同居人に独身の実姉(70歳)がいた。逝去直前の資産時価総額:4億3千5百万円
H27年1月相続発生 相続人 妻、長男、長女(法定相続分どおりに相続)および実姉(遺贈)

パターン

4

長男・長女に10年間
100/125万円前後ずつ
終身保険の保険料
として贈与

対策前

【相続財産】 4億3千5百万円
相続税額…… 4,212万円

対策後

【贈与財産】 2千5百万円
【相続財産】 3億7千5百万円
贈与税額…… 30万円
相続税額…… 3,766.4万円

税額合計 3,796.4万円

この時点で **415.6万円の節税**

さらに、相続発生時の終身保険の死亡保険金額:3,000万円により、3,000万円の納税資金が確保される。

415.6万円+3,000万円=3,415.6万円

トータルで **3,415.6万円の節約**

パターン

5

長男・長女に10年間
200/250万円前後ずつ
終身保険の保険料
として贈与

対策前

【相続財産】 4億3千5百万円
相続税額…… 4,212万円

対策後

【贈与財産】 5千万円
【相続財産】 3億5千万円
贈与税額…… 280万円
相続税額…… 3,320万円

税額合計 3,600万円

この時点で **612万円の節税**

さらに、相続発生時の終身保険の死亡保険金額:6,000万円により、6,000万円の納税資金が確保される。

612万円+6,000万円=6,612万円

トータルで **6,612万円の節約**

終身保険契約なので、敢えて保険契約を解約する必要はなく、相続発生時に、解約返戻金ではなく、保険料と比較するとかなり多額の死亡保険金額が、他の金融機関口座が凍結されている間に、先に指定されている保険金受取人に支払われる。

ディスクレームー

本書は情報の提供のみを目的として作成されたものです。本書中の情報は、弊社において信頼できると考える情報源に基づいて作成していますが、弊社は本書中の情報・意見等の公平性、正確性、完全性等を明示的にも、黙示的にも一切保証するものではありません。かかる情報・意見等に依拠したことにより生じる一切の損害について、弊社は一切責任を負いません。本書中の分析・意見等は、その前提が変更された場合には、変更が必要となる性質を含んでいます。本書中の分析・意見等は、金融商品、クレジット、通貨レート、金利レート、その他市場・経済の動向について、表明・保証するものではありません。また過去の業績が必ずしも将来の結果を示唆するものではありません。本書中の情報・意見等が、今後修正・変更されたとしても、弊社は当該情報・意見等を改定する義務や、これを通知する義務を負うものではありません。お客様が本書中に記載された法律、税務、会計上の問題・リスク等を検討するに当たっては、お客様において取引の内容を確実に理解するための措置を講じ、別途お客様自身の専門家・アドバイザー等にご相談されることを強くお勧めします。本書は、弊社又は弊社の関連会社からのからの金融商品・証券等の引き受け又は購入の申し込み又は勧誘を構成するものではなく、公式又は非公式な取引条件の確認を行くものではありません。本書および本書中の情報は秘密であり、弊社の文書による事前の同意が無い限り、その全部または一部をコピーすることや、配布することはできません。

いつもありがとうございます

経営士 ・ CFP 宮川 昌也

HP URL

<https://be-happy-fp.com/>

BE HAPPY